

○藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年6月20日

規則第15号

改正 昭和57年12月28日規則第27号

(題名改称)

昭和61年3月31日規則第47号

平成23年3月31日規則第70号

平成23年9月21日規則第18号

平成31年1月22日規則第34号

平成31年3月29日規則第57号

令和2年2月21日規則第41号

令和3年6月25日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年藤沢市条例第6号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(昭和57規則27・昭和61規則47・平成23規則18・令和2規則41・令和3規則20・一部改正)

(災害の届出並びに災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給の方法)

第2条 条例第2条又は第6条の規定に該当するに至つた者は、災害の区分に応じ、次の表の定めるところにより、市長に届け出るものとする。

| 災害の区分 | 用いるべき届出書 | 添付すべき書類 |
|-------|------------|--|
| 死亡 | 災害(死亡)届出書 | (1) 死亡の原因発生地の官公署が発行する罹災証明書(やむを得ない事情により当該証明書の発行がされない場合にあつては、これに準ずるもの) (2) 死亡診断書又は死体検案書 (3) 遺族であることの証明書 (4) 市長が必要と認める書類 |
| 障がい | 災害(障がい)届出書 | (1) 障がいの原因発生地の官公署が発行する罹災証明書(やむを得ない事情により当該証明書の |

| | |
|--|--------------------------|
| | 発行がされない場合にあつては、これに準ずるもの) |
| | (2) 障がいの有することを証明する医師の診断書 |
| | (3) 市長が必要と認める書類 |

2 市長は、前項の届出があつたときは、災害弔慰金支給調書、同項に掲げる障がい有することを証明する医師の診断書又は災害見舞金支給調書により、災害弔慰金又は災害障がい見舞金の支給の可否を調査のうえ、これらを交付するものとする。

(昭和61規則47・全改、平成23規則70・一部改正、平成23規則18・旧第3条繰上・一部改正、令和2規則41・令和3規則20・一部改正)

(災害援護資金貸付申請)

第3条 条例第7条第1項の規定による災害援護資金の貸付けを受けようとする世帯主は、災害援護資金貸付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書(被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までに受けた場合にあつては前前年とする。))において、他の市区町村に居住していた世帯主にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市区町村長の証明書)
- (2) 医師の診断書(条例第7条第2項の表に規定する世帯主の1箇月以上の負傷のある場合のみとする。)
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、条例第7条第1項に規定する被害が生じた日の属する月の翌月の1日から起算して3月を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により申請があつたときは、市長は、内容を審査し、その適否を決定し、災害援護資金貸付決定通知書により通知する。

(昭和57規則27・旧第3条繰下・一部改正・昭和61規則47・一部改正、平成23規則18・旧第4条繰上、平成31規則57・令和3規則20・一部改正)

(借用書の提出等)

第4条 前条第3項の規定により貸付けの決定を受けた者は、災害援護資金の支給を受ける際、災害援護資金借用書に資金の貸付けを受けた者(条例第13条の規定による保証人を立てる場合は、同者及び当該保証人)の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したとき又は条例第12条の規定による償還金の全部の償還の免除を受けたとき(いずれも当該償還金に係る違約金で支払っていないものがある場合は、当該違約金の支払いが完了したとき又は免除を受けたとき)は、前項の規定により提出された当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(昭和57規則27・旧第4条繰下・一部改正、昭和61規則47・一部改正、平成23規則18・旧第5条繰上・一部改正、平成31規則57・令和3規則20・一部改正)

(繰上償還の方法)

第5条 条例第8条ただし書の規定による繰上償還をする者は、災害援護資金繰上償還届出書をあらかじめ市長に提出するものとする。

(昭和61規則47・全改、平成23規則18・旧第6条繰上、令和3規則20・一部改正)

(一時償還の通知)

第6条 市長は、条例第10条の規定により災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還させるときは、その旨を災害援護資金返還通知書により通知するものとする。

(昭和57規則27・旧第6条繰下・一部改正、昭和61規則47・一部改正、平成23規則18・旧第7条繰上、令和3規則20・一部改正)

(償還免除)

第7条 条例第12条の規定により償還金の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請があつたときは、市長は、その内容を審査し、その適否を決定し、災害援護資金償還免除決定通知書により通知する。

(昭和57規則27・旧第7条繰下・一部改正、昭和61規則47・一部改正、平成23規則18・旧第8条繰上、令和3規則20・一部改正)

(違約金の支払免除)

第8条 条例第14条ただし書の規定による違約金の支払いの免除を受けようとする者は、災害援護資金貸付違約金免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、その適否を決定し、災害援護資金貸付違約金免除決定通知書により通知する。

(昭和57規則27・旧第8条繰下・一部改正、昭和61規則47・一部改正、平成23規則18・旧第9条繰上、令和3規則20・一部改正)

(償還金の支払猶予)

第9条 条例第15条第2項の規定により償還金の支払いの猶予を受けようとする者は、あらかじめ、災害援護資金償還猶予申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、その適否を決定し、災害援護資金償還猶予決定通知書により通知する。

(昭和57規則27・旧第9条繰下・一部改正、昭和61規則47・一部改正、平成23規則18・旧第10条繰上、令和3規則20・一部改正)

(督促)

第10条 市長は、償還金を償還期日までに納付しない者があるときは、督促状を発付するものとする。

(平成31規則57・追加)

(住所等の変更の届出等)

第11条 災害援護資金の貸付けの決定を受けた者、災害援護資金の貸付けを受けた者又は保証人は、住所又は氏名を変更したときは、住所・氏名変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 災害援護資金の貸付けの決定を受けた者又は災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、その相続人は、その旨を災害援護資金借受人死亡届出書により、市長に届け出なければならない。

(昭和57規則27・旧第10条繰下・一部改正、昭和61規則47・一部改正、平成23規則18・旧第11条繰上、平成31規則57・旧第10条繰下、令和3規則20・一部改正)

(様式)

第12条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(令和3規則20・追加)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の前日に生じた災害については、第3条第1項に規定する期間の算定は、この規則の公布の日から起算する。

付 則(昭和57年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年規則第47号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第70号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年規則第57号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。